

服部英雄のホームページ

李俊九先生（大邱韓医大総長）の同意を得て、日本語訳を公開する（翻訳風間千秋、校訂趙正民）。

平成23年度科研費基盤Bによる。

『朝鮮史研究』7輯，1998

朝鮮後期 慶尚道丹城地域の白丁の存在様相 —丹城帳籍を中心に—

李俊九*

1. 序文
2. 戸口変動と居住移動
3. 家族構成と年齢分布
4. 姓貫構成と婚姻様相
5. 職役変動と婦女子の呼称
6. 結語

1. 序文

朝鮮時代の白丁は、周知のように、高麗時代から才人・禾尺と称されてきた人々を、世宗5年10月に「白丁」と改称したところから始まった。官吏や人民は彼らを「新白丁」と呼んで平民と区別しており¹、16世紀初頭、中宗代の安東府周村戸籍断片にも、白丁の男女は新白丁・新白丁女と登載されている²。白丁はもともと韓族とは違う種族の出身であり³、農業に従事せず、狩りと密屠殺、柳器や革製造、物売りなどを主な生業としていた⁴。

朝鮮前期とは違い、朝鮮後期の白丁は戸籍の記載様式において大きな変化を見せた。白

*慶山大学校教授

¹ 『世宗実録』巻97、世宗24年8月癸巳。

² 李榮薰・安承俊「1528年安東府北周村の戸籍断片」（『古文書研究』8、1996年）参照。

³ 『朝鮮王朝実録』の白丁関連記録で確認される、「韃靼」、「胡種」、「別種」、「異種」、「異類」、「本非我類」、「異於編氓」などの表現が立証している。

⁴ 『太宗実録』巻13、太宗7年1月甲戌、「以宰殺為生業」。

『世宗実録』巻97、世宗24年8月癸巳、「不事農業 專以柳器皮物資生」。

『成宗実録』巻54、成宗6年4月庚寅、「不事能● 以射獵興販為業」。

『中宗実録』巻12、中宗5年8月丁亥、「以射獵結造柳器為業」。

丁という呼び名廃止の当否は確認できないが、朝鮮前期の『王朝実録』で多く見られた白丁という呼称は、朝鮮後期の各種資料では極めて稀になる。さらに、16世紀初頭に新白丁と戸籍編入されていた彼らは、朝鮮後期の各地方の戸口帳籍には全く見られなくなり、柳器匠・皮匠などの匠役で戸籍に編入されるという変化を見せた。

このような朝鮮後期の白丁に関する論考が全く見られない状況で、筆者は『大丘府戸口帳籍』で確認できる白丁部落戸口記録の詳細な情報を通して、彼らの存在様相を明らかにしたことがある⁵。大邱府西上面路下里白丁部落には、1738年(英祖14)から1876年(高宗13)まで、140年余りにわたって18の式年戸籍に388戸、1,364口の白丁戸口が登録されていた。この地域の白丁らは、代々柳器匠・皮匠といった匠役を受け継いでおり、その妻は主に「姓+助是」という名を持っていた。彼らは流動人口が非常に多く、戸籍には1・2歳の嬰兒も登録されている。家族の構成形態は、夫婦と未婚子女からなる夫婦家族が主流をなしており、一戸当たりの平均人口は3・5人だった。白丁夫婦は大部分が姓貫を持っており、一部では族内婚が見られるように、主に白丁同士で婚姻していた。家系上の記録だけで見ると、彼らは奴婢層の賤人とは区別される身良役賤階層であり、賤役世襲の持続性は膠着化していた。

本稿で扱う丹城地域には、大邱地域より時期的に60年ほどさかのぼる1678年(肅宗4)から1762年(英祖38)まで、84年間にわたる9つの式年戸籍において129戸、496口の白丁戸口が登録されていた。のみならず、それ以後1789年(正祖13)までの4つの式年戸籍で、職役が変動したその子孫の家系が追跡される⁶。そして丹城地域の白丁は、一か村に自分たちだけの集団部落を形成した大邱地域とは違い、26の村に少数が分散居住していた。

本稿では、計110年余りにわたる13の式年戸籍で確認できる、丹城地域の白丁戸口記録の詳細な情報を通して、戸口変動と居住移動、家族構成と年齢分布、姓貫構成と婚姻形態、職役変動と婦女子の呼称などを分析し、それが意味するところの存在様相を究明しようと思う。このような検討は、丹城と大邱二つの地域間の白丁の存在様相が実証的に比較されるものであり、時期的にも前・後間の白丁を継起的に理解するのに有益であるはずだ。

2. 戸口変動と居住移動

朝鮮初期以来、白丁らは自分たちだけの集団を形成し、離合集散を繰り返しながら⁷農業を事とせず、あちらこちらを巡り回る(彼此流移)⁸流浪性が彼らの一つの特性と認識されていた。その流浪性が朝鮮後期はどのような様相であったのかを検証するために、白丁らの

⁵ 李俊九「朝鮮後期白丁の存在様相——大邱府西上面路下里白丁部落を中心に——」(『大丘史学』53, 1997)。

⁶ 『慶尚道丹城県戸籍大帳』(上・下)(韓国精神文化研究院、1980)、各式年戸籍参照。

⁷ 『世宗実録』巻10、世宗2年11月辛未、「自成一群 聚散無常」。

⁸ 『太祖実録』巻2、太祖元年9月壬寅。

『世宗実録』巻16、世宗4年7月庚午、同巻22、世宗5年10月乙卯と、巻69、世宗17年8月丙寅。

戸口変動と居住移動の状況を見てみよう。

丹城地域で柳器匠・皮匠という匠役を持っていた白丁戸口の記載様式は、大邱府西上面路下里の白丁部落と同様に、戸主の匠役・本貫、戸主の妻の呼称・本貫、四祖・子女・同居人、生存者の年齢などが記載されており、一般常民戸の記載様式と特に違いがない。ここで注目されるのは、白丁らの男・女が新白丁・新白丁女と記載されていた16世紀前半とは違い、一般常民の役名と婦女子の呼称を記載する様式と同様に、匠役と婦女子の呼称ないし名前を記載していたことである。このような記載様式の変化は、朝鮮王朝開創初期から白丁らを戸籍に載せ、平民と婚姻し、共生させようとする国家の施策と無関係ではなく⁹、それが朝鮮後期になって、ある程度実効を収めるようになったことを表しているものと思われる。記載事実でまた注目されるのは、彼らと妻の四祖の名前が「不知」または「夫之」と記載されていたり、彼らの四祖の役名が記載されない場合が非常に多かったことである。このような現象は、白丁らが朝鮮前期にもそうであったように、内外祖の名前の文字を知らないものが非常に多かった¹⁰事情と、白丁らに対する認識が賤視されていた事情に由来するものとみられる。

丹城地域の白丁戸口は〈表1〉からわかるように9つの式年戸籍にわたって129戸・496口が確認されたが、各式年戸籍別に見ていくと、大きな変動を見せていた。柳器匠・皮匠の匠役を持つ白丁戸口は、1678年にはわずか3戸・9口が確認されるのみだったが、それから39年が過ぎた1717年には、23戸・87口に増加する変動を見せた。以後、33年が過ぎた1750年までは、1735年式年戸籍の立石村部分が腐蝕し判読が不可能なことから、およそ20戸・70～80口内外を維持したと考えられる。そうして1750年以降から1762年までは減少し続ける趨勢を見せ、その後消滅している。このような丹城地域の現象は、1738年から1876年まで、白丁戸数が増加していく趨勢を見せた大邱地域の白丁部落¹¹とはその様相を異にしているが、これは後述するように、結局流動人口と職役変動による現象と考えられる。家戸当たりの人口は、全体平均が3.8人であり、大邱地域(3.5人)より若干高くあらわれているが、18世紀中葉には、大邱地域(5～4人)より低くなっている。

〈表1〉式年戸籍別 丹城県白丁戸口の変動

各式年戸籍	戸数	口数	戸当たり人口数	新戸(戸数対比)	新口(口数対比)
①1678年(肅宗4)	3	9	3.0	・	・
②1717年(肅宗43)	23	87	3.8	7(30.4)	23(26.4)
③1720年(肅宗46)	17	70	4.1	1(5.9)	5(7.1)
④1729年(英祖5)	18	74	4.1	5(27.8)	14(18.9)

⁹ 『世宗実録』巻22、世宗5年10月乙卯、「改号白丁 令平民相婚雑処 籍其戸口」。

『世宗実録』巻84、世宗21年3月乙丑、「新白丁……与平民雑処 相為婚家」。

¹⁰ 『世祖実録』巻27、世祖8年正月壬戌、「諸邑人口●刷 具録四祖 而才人禾尺 則不知内外祖名字者頗多」。

¹¹ 李俊九、前掲論文、97頁、〈表2〉参照。

⑤1732年(英祖8)	23	89	3.9	5(21.7)	19(21.3)
⑥1735年(英祖11)	15	44	2.9	5(33.3)	10(22.7)
⑦1750年(英祖26年)	16	66	4.1	5(31.3)	24(36.4)
⑧1759年(英祖35)	11	46	4.2	3(27.3)	13(28.3)
⑨1762年(英祖38)	3	11	3.7	.	.
計	129	496	3.8	31(24.0)	108(21.8)

但し、1735年と1762年の式年戸籍は腐蝕した部分が多く、判読不可能な所が多い。

〈表2〉前後式年戸籍対比継続居住戸と移入・移住戸 戸数(比率)

式年戸籍	①→② (39年間)	②→③ (3年間)	③→④ (9年間)	④→⑤ (3年間)	⑤→⑥ (3年間)	⑥→⑦ (15年間)	⑦→⑧ (9年間)	⑧→⑨ (3年間)
戸数	3→23	23→17	17→18	18→23	23→15	15→16	16→11	11→3
継続居住戸	0	16(94.1)	10(55.6)	17(73.9)	7(46.7)	7(43.8)	7(63.6)	3(100)
移入戸	23(100)	1(5.9)	8(44.4)	6(26.1)	8(53.3)	9(56.2)	4(36.4)	0
移住戸	3(100)	7(30.4)	7(41.2)	1(5.6)	16(69.6)	8(53.3)	9(56.3)	8(72.7)

但し、1) ①から⑨までの原文字は〈表1〉に提示された各式年戸籍の年代を表示したものである。

2) 継続居住戸と移入戸の比率は、後式年戸籍の戸数に対するものであり、移住戸の比率は前式年戸籍の戸数に対するものである。

白丁戸口のうち新戸は、3年前の式年戸籍には載っていなかったり、脱落していたものが、移住・分家・自己申告などによって、今回の式年戸籍に新しい家戸として加えられたものと思われる。これら新戸の構成比は〈表1〉に見えるように、3つの式年戸籍を除外して、3年間で30%内外の占有率を見せた。しかしこれらの中には、分家または息子に継承された家戸も含まれているため、新戸すべてが新しく移住してきた流動戸口であるとは見ることができない。しかし〈表2〉のように、多年間にわたって式年戸籍の戸主または息子に継承された居住戸と移入・移住戸に注目すると、流動戸口が非常に多かったことがわかる。1678年(①)から1717年(②)式年戸籍までの39年間は継続的居住戸が全く無く、23戸すべてが移入戸だった。よってこの期間の白丁は、すべてが流動人口として把握される。その後にも継続的な居住戸は1720年(③)から1729年(④)式年戸籍まで9年間に55.6%、1735年(⑥)から1750年(⑦)式年戸籍まで15年間に43.8%、1750年(⑦)から1759年(⑧)式年戸籍までの9年間に63.6%の占有率を見せていることから、相対的に移入・移住など流動人口が非常に多かったことがわかる。

〈表3〉居住地別・式年戸籍別白丁戸数の変動

面	村	1678年	1717年	1720年	1729年	1732年	1735年	1750年	1759年	1762年
元堂	内元堂	1

	文法	1
	立石	.	3	3	6	8	(?)	6	4	(?)
県内	麻屹	.	1
	放牧	.	1	2	3	4	2	6	4	2
	水山	.	3	1	1	1	2	.	.	.
	城内	1	.	2	2	1
	新基	.	1
北洞	内北洞	1
悟洞	青峴	.	.	.	1	1
都山	圓山	1	1	.	.	1	1	1	.	.
	漁隠	.	5	5	2	1	1	.	.	.
	所耳谷	.	.	.	3	1	1	.	.	.
	龍興	1	2	.	.	.
	碧溪	1	2	.	.	.
生比良	禾音峴	.	2	1
	道洞	1
	方下谷	1	1	.	.
新燈	丹溪	.	1	1	.	.	1	.	.	.
	下	1	.	.	.
	射亭	1	.	.	.
	倉内	1	.
法勿也	青山	.	4	3	1
	旨内	.	1
	文松	.	.	1
	可述	.	.	.	1	1
計		3	23	17	18	23	15	16	11	3

ただし、1735年と1762年式年戸籍は腐蝕した部分が多く、特に立石村の戸口は判読不可能な部分が多い。

白丁は頻繁な移入・移住で流動人口が非常に多かったわけだが、彼らの流浪性は居住地別白丁戸数の変動と、代々続く家系の居住地移動を通して検証される。〈表3〉は、居住地別・式年戸籍別の白丁戸数の変動を表している。調査対象の期間、柳器匠・皮匠の匠役を持つ白丁が居住していたのは、計26か村だった。これらの村々で各式年戸籍別に最も大きな規模を見せた白丁戸籍数は8戸(1か所)であり、次が6戸(3か所)、5戸(2か所)、4戸(4か所)、3戸(6か所)、2戸(10か所)に屯聚していた様相を見せたが、ただ1戸だけという村も39か所にもなる。この点から、白丁らは人里離れたところで彼らだけの集団を成し、生活しながら、近隣の村の統を主統とし、編入された場合もあったであろうことが考えられ

る。一方で、1戸だけ存在する村がより大きな比重を占め、集団で屯聚していた姿が次第に消えていったことがわかる。そして総26か村のうち、元堂面立石村、県内面放牧村・水山村、都山面漁隠村など4か村を除いた11か村は、2～3戸の式年戸籍にだけ連続登載されていたが移住し、11か村は1つの式年戸籍にだけ登載されていたが移住しており、白丁の居住移動が激しかったことがわかる。

一方で幾世代も続く家系も見られるが、彼らも他道または地域内のほかの村へ居住地を移動する場合が多かった。〈表11〉で見られるように、皮匠・崔信龍は1727年に全羅道へ移住し、その息子善業・善才も1726年に全羅道へ移住した¹²。〈表12〉にみられるように、皮匠姜太世はもともと都山面漁隠村に居住(②～⑥)していたが、太世系は北洞面新村(⑦～⑪)に移住し、云白系は都山面所耳谷村(④)と碧溪村(⑤⑥)に移住したが、再び北洞面新村(⑦～⑬)に移住した¹³。〈表13〉に見られるように、柳器匠元實伊の家系は、元堂面立石村(⑤)に居住したが、県内面放牧村(⑦～⑬)に移住した¹⁴。〈表15〉に見えるように、皮匠李時萬は都山面漁隠村(②③)に居住したが、同じ面の所耳谷村(④)に移り、再び同じ面の龍興村(⑤～⑧)に移っていった¹⁵。

このように流動人口が多い白丁を、政府は元来居住していた地の近くの統を主統として編入させることで国家支配の公民と把握していたが、彼らの大多数は〈五家統事目〉に見られるように移住して安定せず、行動挙止に期限のない流民の部類であることが¹⁶、〈表2〉と〈表3〉、そして幾世代も続く家系を通して検証される。よって白丁らの特性のひとつである「彼此流移」する流浪性が、朝鮮後期にも根絶されなかったことを実証的に見せてくれる。

3. 家族構成と年齢分布

各式年戸籍別白丁家戸の人員構成をみると、〈表4〉のようになる。これは1678年から柳器匠・皮匠の匠役を持つ白丁家戸の存在を確認することができる時点(1762年)まで、84年間にわたり確認できる129戸を対象に調査したものである。〈表4〉に見えるように、最も多い人員で構成された家戸は10人だが、ただ1戸だけで、一人の家戸も4戸も見られる。この地域の白丁らの家戸は全体的に見ると、4人で構成された家戸の占有(30.2%)が最も

¹² 皮匠崔信龍は、前出戸籍大帳(上)、275頁、法勿也面第2里青山村2統1戸の戸主であり、全羅道に転居した事実は、その息子必先が戸主として登載された先の戸籍大帳(上)、550頁、3統1戸の記録から確認される。すなわち、「忠清道金井所属堤城海文駅吏東伍崔必先……父駅吏信龍 丁未移去全羅道……率弟善業善才 丙午移居全羅道」。

¹³ 前出の戸籍大帳(上)、237頁、都山面第11里漁隠村4統2戸の戸主である皮匠姜太世と、その子孫らを、本戸籍大帳上・下で調査し、作った家系事例を通して確認できる。

¹⁴ 前出の戸籍大帳(上)、590頁、元堂面第12里立石村6統4戸の戸主である柳器匠元實伊(實伊)と、その子孫を、本大帳上・下で調査し、作った家系事例を通し確認される。

¹⁵ 前出戸籍大帳(上)、237頁、都山面第11里漁隠村4統4戸の戸主である皮匠李時萬と、その子孫を本戸籍大帳上・下で調査し、作成した家系事例を通して確認される。

¹⁶ 『備辺司謄録』31冊、肅宗元年9月26日。

『肅宗実録』巻4、肅宗元年辛亥。

高く、次が3人(20.2%)、2人(19.4%)、5人(15.5%)の順であらわれた。

〈表4〉各式年戸籍別白丁家戸の人員構成 家戸数(比率)

式年	一人家戸	2人家戸	3人家戸	4人家戸	5人家戸	6人家戸	7人家戸	8人家戸	9人家戸	10人家戸	計
①	1(33.3)	・	1(33.3)	・	1(33.3)	・	・	・	・	・	3(100)
②	1(4.3)	3(13.0)	7(30.4)	9(39.1)	・	1(4.3)	1(4.3)	・	・	1(4.3)	23(100)
③	1(5.9)	2(11.8)	3(17.6)	5(29.4)	4(23.5)	・	・	2(11.8)	・	・	17(100)
④	・	2(11.1)	4(22.2)	4(22.2)	6(33.3)	2(11.1)	・	・	・	・	18(100)
⑤	・	6(26.1)	2(8.7)	7(30.4)	5(21.7)	3(13.0)	・	・	・	・	23(100)
⑥	・	7(46.7)	3(20.0)	4(26.7)	1(6.7)	・	・	・	・	・	15(100)
⑦	1(6.3)	4(25.0)	3(18.8)	3(18.8)	1(6.3)	・	2(12.5)	1(6.3)	1(6.3)	・	16(100)
⑧	・	1(9.1)	2(18.2)	5(45.5)	2(18.2)	・	・	1(9.1)	・	・	11(100)
⑨	・	・	1(33.3)	2(66.7)	・	・	・	・	・	・	3(100)
計	4(3.1)	25(19.4)	26(20.2)	39(30.2)	20.(15.5)	6(4.7)	3(2.3)	4(3.1)	1(0.8)	1(0.8)	129(100)

但し、①～⑨は〈表1〉と同様、各式年戸籍を表示したものである。

〈表5〉各式年戸籍別白丁家族の類型 家戸数(比率)

各式年戸籍	1人家族	夫婦家族	直系家族	拡大家族	直系親家族	傍系親家族	計
①1678年(肅宗4)	1(33.3)	2(66.7)	・	・	・	・	3(100)
②1717年(肅宗43)	1(4.3)	18(78.3)	2(8.7)	1(4.3)	・	1(4.3)	23(100)
③1720年(肅宗46)	1(5.9)	13(76.5)	・	2(11.8)	・	1(11.8)	17(100)
④1729年(英祖5)	・	15(83.3)	1(5.6)	・	・	2(11.1)	18(100)
⑤1732年(英祖8)	・	18(78.3)	3(13.0)	1(4.3)	・	1(4.3)	23(100)
⑥1735年(英祖11)	・	10(66.7)	5(33.3)	・	・	・	15(100)
⑦1750年(英祖26)	1(6.3)	13(81.3)	2(12.5)	・	・	・	16(100)
⑧1759年(英祖35)	・	9(81.8)	2(18.2)	・	・	・	11(100)
⑨1762年(英祖38)	・	3(100)	・	・	・	・	3(100)
計	4(3.1)	101(78.3)	15(11.6)	4(3.1)	・	5(3.9)	129(100)

丹城地域の白丁家族の類型を見ると、〈表5〉のように、家族類型は一人家族、夫婦と未婚子女からなる夫婦家族、夫婦家族が1世代拡大され、1世代1夫婦のみいる直系家族、夫婦と既婚子女2人以上がおり、彼らの子女から成る拡大家族に区分され、直系親戚と傍系親戚がいる場合は別に区別した¹⁷。その結果、〈表5〉に見られるように、夫婦家族(78.3%)

¹⁷ 家族の構成形態に関してはいくつか分類されているが、夫婦家族・直系家族・拡大家族の区分は李光奎(『韓国家族の史的研究』一志社、1977年、215～216頁)の分類基準に従い、直系親戚、傍系親戚の区分は金泳謨(「朝鮮後期の身分構造とその変動」『東方学志』26、1981年、139頁)の分類基準に従った。直系親戚は夫の兄嫁・弟嫁・甥・姪・叔父・又従兄弟・八等親・伯母・叔母などが同居している家族であ

が主流をなしており、次が直系家族(11.6%)、その次に傍系親家族・拡大家族・一人家族が非常に微々たる数値を見せている。夫婦家族が主流を見せるのは白丁の家族が核家族化し、単調に構成されていたことを意味する。家族類型で特に注目されるのは、直系親家族が全く見えず、夫婦家族が婿・妻甥などと同居した傍系親家族が 3.9%を占めていたということだが、大邱地域の白丁部落もこれと似た様相を見せた¹⁸。それは微細な数値だが、そのような現象は白丁らが傍系親より直系親をより重視する儒教社会に同化できなかったことをあらわす一現象と考えられる。

夫婦家族と直系家族を完全型と欠格型に分け、詳しく見てみると、夫婦家族は 101 戸のうち夫婦が生存した完全型が 97 戸(96.0%)で、欠格型 4 戸(4.0%)より圧倒的に多かった。夫婦家族で夫が欠けた家族が 3 戸、妻が欠けた家族が 1 戸だった。夫婦家族の欠格型で、夫が欠けた家族は、妻が戸主として登載されるのが一般的だった。直系家族は 15 戸のうち 1 世代の父母と 2 世代の夫婦と 3 世代の子女がいる完全型が見られないが、完全型に準ずる 1 世代の父母と 2 世代の夫婦と、未婚の兄弟から成る直系家族が 10 戸(66.7%)いた。直系家族の欠格型で 1 世代の父母が欠けた家族が 1 戸、父が欠けた家族が 2 戸、母が欠けた家族が 1 戸で、2 世代である夫が欠けた家族が 1 戸だった。

丹城地域の白丁らの性比と年齢等級別分布をみると、〈表 6〉のようである。この表から見えるように、年齢は最低 1 歳から最高 83 歳まで確認される。1 歳から 10 歳までの児童層が 21.0%、11 歳から 15 歳までの弱年層が 8.9%、16 歳から 60 歳までの応役層が 62.5%、61 歳以上の老年層が 7.7%という分布率を見せた¹⁹。特に児童層の場合、1 歳(男 3 名、女 1 名)・2 歳(男 6 名、女 8 名)の幼児までも登載されていた²⁰。これは 16 世紀前半、中宗代の安東府周村戸籍断片に見える白丁(8 名)の年齢(46~83 歳)にあらわれているような、45 歳以下は全く見られない点²¹と大きく違った様相を見せている。これより、朝鮮後期には白丁ら

り、傍系親家族は妻の母・婿・祖母・叔母・孫・兄弟などが同居している家族である。

¹⁸ 李俊九、前出論文、101~102 頁、大邱地域の白丁部落には直系親家族は夫婦家族が姪と同居している一戸のみで、傍系親家族は 8 戸のうち夫婦家族+婿が 3 戸、直系家族+外孫が 2 戸、直系家族+妻母が 1 戸、夫婦家族+妻母が 1 戸、夫婦家族+妻弟が 1 戸だった。

¹⁹ 『忠清道邑誌』③(亜細亜文化社、1985 年)、牙山県邑例、369 頁、「男女十歳以下児 十一歳至十五歳弱 十六歳至五十歳壯 五十一歳以上老」。年齢等級別人口集計において児・弱に分類したのは「牙山県邑例」の分類基準に従ったが、これとは違い、応役・老で分類したのは国役担当層と免除層を集計するためである。

²⁰ 1・2 歳の幼児が各式年戸籍に搭載された現況を見ると、次のようである。()内は女兒。

式年戸籍	1678 年	1717 年	1720 年	1729 年	1732 年	1735 年	1750 年	1759 年	1762 年	計
1 歳	.	.	.	3(1)	3(1)
2 歳	1	(3)	.	.	2(1)	.	3(2)	(2)	.	6(8)
計	1	(3)	.	3(1)	2(1)	.	3(2)	(2)	.	9(9)

²¹ 1528 年(中宗 23)安東府周村戸籍断片の新白丁 3 戸を表で整理すると、次のようになる。

家戸	戸主(年齢)	戸主の妻(年齢)	同居人(年齢)	口数
1	新白丁訥叱山(56)	.	同居母新白丁女莫德(83)、同生妹新白丁女訥叱德(69)、同生妹新白丁女甘之(49)、妹夫新白丁 粟妣(58)	5
2	新白丁朱屎(46)	新白丁女列德(46)	.	2
3	新白丁福龍(59)	戸婢德今(?)	.	2

を、徹底的に把握・管理しようとしていたことがわかる。またこれは戸口を推刷した『推刷成冊』でも1・2歳の幼児を除外し、3歳以上を登載し、人口を把握した方式²²より、より徹底したものとして、白丁を国家支配の公民と把握・管理しようとする守令または籍吏の意図と無関係ではないはずだ。そして弱年層の場合、応役層ではないのに14歳の末先が柳器匠、15歳の姜萬と日萬がそれぞれ皮匠の匠役を持っていた²³。これより、白丁らの弱年層までもその一部は収奪の対象になっていたことがわかる。

〈表6〉各式年戸籍別白丁の性比と年齢分布 人員数(比率)

各式年戸籍	性	児(1~10歳)	弱(11~15歳)	応役(16~60歳)	老(61~83歳)	計
①1678年 (肅宗4)	男	1(11.1)	1(11.1)	3(33.3)	・	5(55.6)
	女	2(22.2)	・	2(22.2)	・	4(44.4)
	計	3(33.3)	1(11.1)	5(55.6)	・	9(100)
②1717年 (肅宗43)	男	7(8.0)	1(1.1)	30(34.5)	2(2.3)	40(46.0)
	女	14(16.1)	5(5.7)	26(29.9)	2(2.3)	47(54.0)
	計	21(24.1)	6(6.9)	56(64.4)	4(4.6)	87(100)
③1720年 (肅宗46)	男	9(12.9)	3(4.3)	19(27.1)	3(4.3)	34(48.6)
	女	8(11.4)	4(5.7)	22(31.4)	2(2.9)	36(51.4)
	計	17(24.3)	7(10.0)	41(58.6)	5(7.1)	70(100)
④1729年 (英祖5)	男	7(9.5)	6(8.1)	21(28.4)	4(5.4)	38(51.4)
	女	7(9.5)	3(4.1)	24(32.4)	2(2.7)	36(48.6)
	計	14(18.9)	9(12.2)	45(60.8)	6(8.1)	74(100)
⑤1732年 (英祖8)	男	7(7.9)	4(4.5)	29(32.6)	5(5.6)	45(50.6)
	女	6(6.7)	4(4.5)	31(34.8)	3(3.4)	44(49.4)
	計	13(14.6)	8(9.0)	60(67.4)	8(9.0)	89(100)
⑥1735年 (英祖11)	男	・	・	20(45.5)	3(6.8)	23(52.3)
	女	1(2.3)	・	15(34.1)	5(11.4)	21(47.7)
	計	1(2.3)	・	35(79.5)	8(18.2)	44(100)
⑦1750年 (英祖26)	男	8(12.1)	4(6.1)	19(28.8)	1(1.5)	32(48.5)
	女	10(15.2)	4(6.1)	18(27.3)	2(3.0)	34(51.5)

家戸	戸主 父	戸主 祖	戸主 曾祖	戸主 外祖	妻父	妻祖	妻曾祖	妻外祖
1	新白丁	新白丁	?	新白丁	・	・	・	・
2	新白丁	元龍	加都致	新白丁	新白丁	新白丁	永巳	新白丁
3	新白丁	新白丁	不知	新白丁	・	・	・	・

²² 李俊九「19世紀慶尚道知礼郡邑治地域の社会構成と吏族家門——壬寅年『県内面推刷成冊』と『南平文氏世譜』を中心に——」(『朝鮮時代史学報』2、1997年)、104頁。

²³ 先の戸籍大帳(上)、末先は470頁、県内面第11里放牧村2統5戸、姜萬は507頁の都山面第7里所耳谷村5統1戸、日萬は548頁、法勿也面第1里可述村4統5戸を参照。

	計	18 (27.3)	8 (12.1)	37 (56.1)	3 (4.5)	66 (100)
⑧1759年 (英祖 35)	男	4 (8.7)	2 (4.3)	11 (23.9)	3 (6.5)	20 (43.5)
	女	9 (19.6)	3 (6.5)	13 (28.3)	1 (2.2)	26 (56.5)
	計	13 (28.3)	5 (10.9)	24 (52.2)	4 (8.7)	46 (100)
⑨1762年 (英祖 38)	男	1 (9.1)	・	4 (36.4)	・	5 (45.5)
	女	3 (27.3)	・	3 (27.3)	・	6 (54.5)
	計	4 (36.4)	・	7 (63.6)	・	11 (100)
総計	男	44 (8.9)	21 (4.2)	156 (31.5)	21 (4.2)	242 (48.8)
	女	60 (12.1)	23 (4.6)	154 (31.0)	17 (3.4)	254 (51.2)
	計	104 (21.0)	44 (8.9)	310 (62.5)	38 (7.7)	496 (100)

但し、1735年(英祖 11)式年戸籍の場合、腐蝕で判読が不可能で、年齢が確認されない3名は彼らの妻または率子の年齢を参照し、応役層に含ませた。

〈表 6〉からわかるように、全体の男女の性比は、男性が48.8%(242名)である反面、女性が51.2%(254名)で、男少・女多の微細な偏差を見せている。このような男少女多の様相は児童層と若年層でも見られたが、これと違い応役層と老年層では男多・女少の微細な偏差を見せた。各式年戸籍の場合にも、男少・女多が5つの式年、男多・女少が4つの式年で、男女の偏差がきわめて微細な数値を見せた。よって、丹城地域の白丁らは、男女間の類似した占有率を見せたということである。丹城地域とは違い、大邱地域の白丁の全体男女性比は男多(55.2%)・女少(44.8%)の様相を見せたが、老年層(男50.5%、女49.5%)よりは児童層(56.9%、女43.1%)、若年層(男57.5%、女42.5%)、応役層(男55.0%、女45.0%)で、より顕著な偏差を見せた²⁴。これは将来、国役徴発の対象になる男児・男性弱年と国役対象者である応役層の丁男が人口把握の主な対象であったことを意味する。

このように、丹城地域の白丁が男女の類似した占有率を見せているのに対し、大邱地域では男多・女少の顕著な偏差を見せた。一方、これとは違い、この時期丹城・大邱の一般人民の場合、顕著な男少・女多の様相を見せた。すなわち、1789年(正祖 13)の『戸口総数』で確認されるところ、丹城県の場合、男性が41.7%(5,772名)であるのに対し、女性が58.3%(8,067名)、大邱府の場合、男性が43.4%(26,691名)であるのに対し、女性が56.6%(34,786名)で、それぞれ男少・女多の顕著な偏差を見せた²⁵。のみならず、18・19世紀『大丘府戸口帳籍』の分析でも、男性(43.0%)の占有率が、女性(57.0%)よりかなり低く、男少・女多の様相を見せていたが、老年層よりも弱年層・壮年層でより顕著な偏差を見せた²⁶。このような現象は、軍役と各種賦役の忌避のための男子の漏口が多かったことを意味する。

よって、二つの地域の白丁は、国役徴発対象になる男性が女性より高かったり、もしくは

²⁴ 李俊九、前掲論文(大丘史学)、104頁。

²⁵ 『戸口総数』(ソウル大学校出版部、1971年)、299頁の丹城県と、253頁の大丘府戸口参照。

²⁶ 韓榮国「府の戸口とその構成分布」(『大邱市史』1、1793年)、363～365頁、表7・9参照。

は類似した占有率を見せていたが、これとは違い、一般人民らの場合、男性が女性よりかなり低い占有率見せることで、両者間の性比が大きく食い違う様相を見せた。一般人民とは違い、白丁の男多ないし男女同等な現象は、彼らの生業によって毎月官庁に綿布を納めていた²⁷事情を想起するとき、男性第一で把握・管理を徹底し、収奪しようという守令らの意図と無関係ではない。しかし一般人民とは違い、籍吏と作奸し漏口するほど社会経済的条件が成熟していたわけでもなく、劣悪な境遇にあったことを意味している。

4. 姓貫構成と婚姻様相

★白丁は内外祖の名前の字を知らない者が非常に多く、出身地の系統が不明で、姓と本貫が明らかな者が少ないために詐称が多く、自分たちだけの集団を形成して婚姻も内輪で行ってきたというのが、朝鮮前期以来の一般的な白丁の認識である。これを検証するため、白丁らの姓貫構成と婚姻様態を見てみよう。

〈表 7〉 各式年戸籍別白丁戸主の姓貫 戸主数(比率)

姓貫	1678年	1717年	1720年	1729年	1732年	1735年	1750年	1759年	1762年	計
晋州姜	・	3	3	3	3	2	・	・	・	14(10.9)
慶州吉	・	・	・	・	1	・	・	・	・	1(0.8)
綾州吉	・	・	・	1	・	・	・	・	・	1(0.8)
金海金	・	1	・	2	5	3	6	4	2	23(17.8)
三嘉金	1	・	・	・	・	・	・	・	・	1(0.8)
長城金	・	1	1	・	・	・	・	・	・	2(1.6)
密陽朴	・	2	・	・	・	1	・	1	・	4(3.1)
居昌裴	・	・	・	・	1	・	・	・	・	1(0.8)
慶州裴	・	1	・	・	・	・	・	・	・	1(0.8)
金海裴	・	・	2	1	1	1	2	1	・	8(6.2)
慶州孫	・	1	1	2	2	・	・	・	・	6(4.7)
密陽孫	・	1	1	・	・	・	1	・	・	3(2.3)
靈山孫	・	1	1	・	・	・	・	・	・	2(1.6)
昌寧孫	・	・	・	2	2	・	2	2	・	8(6.2)
昌原孫	・	・	・	・	・	・	1	・	・	1(0.8)
靈山申	・	1	・	・	・	・	・	・	・	1(0.8)

²⁷ 『光海君日記』卷 153、光海君 12 年 6 月乙亥、「黄延道内各官所謂白丁者 不知其数只属本官 不係正軍 以其所業 逐朔納官 或以綿布代納云 各官所在白丁之数 亦為無遺刷出 勿使遺落 第一名各三匹 自監營一齋収合 十月内上送之意 並為下論亦当……伝曰依敬」。

山陰呉	1	2	.	.	.	3(2.3)
全州呉	.	.	1	1(0.8)
山陰元	2	.	1	.	.	3(2.3)
原州元	2	2	.	4(3.1)
慶州李	.	.	.	2	2	1	.	.	.	5(3.9)
完山李	.	1	1	1	1	2	.	.	.	6(4.7)
全州李	.	1	1	1	1	4(3.1)
星州趙	1	1(0.8)
咸安趙	.	1	1(0.8)
結城崔	.	3	3	1	7(5.4)
星州崔	1	1(0.8)
扶安河	.	1	1(0.8)
楊根咸	1	1	2(1.6)
金海許	.	1	1(0.8)
平海黃	1	.	.	1(0.8)
姓貫無	1	3	2	2	.	3	.	.	.	11(8.5)
計	3	23	17	18	23	15	16	11	3	129(100)

但し、1) 姓貫無は寡婦戸主 1 名と姓・本貫がどちらもなかったり、姓があり本貫表示がない場合、または本貫を判読しにくい場合である。

2) 1759 年式年戸籍で本貫字を誤って記録した元州元氏(2 名)は原州元氏に含めた。

丹城地域で柳器匠・皮匠の匠役をもつ白丁戸主は、1678 年から 1762 年までの 9 つの式年戸籍で 129 名が確認される。これらの姓貫を、各式年戸籍に記載されたその通りに集計してみた。その結果、白丁戸主の姓貫は〈表 7〉のようである。この表でみられるように、寡婦戸主、姓・本貫がどちらもなかったり、姓はあるが本貫表示がない場合、または本貫を判読しがたい場合も 11 名(8.5%)があったが、総 31 個の姓貫が確認された。これらのうち、金海金氏(23 名)が最も多数を占め、次が晋州姜氏(14 名)、金海裴氏(8 名)・昌寧孫氏(8 名)・結城崔氏(7 名)の順に現れた。

丹城地域の白丁の総 31 個の姓貫のうち、姓を変動させた事例は見られないが、本貫を変動させたものは、家系事例でしばしば見られる。例えば、〈表 13〉の柳器匠元實伊家系事例でみられるように、1732 年(⑤)と 1750 年(⑦)には本貫を山陰としていたが、1759 年(⑧)から 1789 年(⑬)までは原州に変えるという変動がみられた。〈表 14〉の柳器匠孫三先家系事例でみられるように、1717 年(②)と 1720 年(③)には本貫を密陽としていたが、1729 年(④)から 1759 年(⑧)までは昌寧としており、1780 年(⑩)から 1786 年までは再び密陽に変えるという変動を見せている。特に三先の子である三石と守才は、1750 年(⑦)に昌原と密陽をそれぞれ本貫とした。

これら以外の少数の多様な姓貫は、移入してすぐ転居した場合であろうが、多数を占める姓貫のうちでも、相当数はその四祖の職役と名前の字が不明で、家系の系統は確認できなかった。このような現象は、移入・移住による流動人口が非常に多かったことを意味すると同時に、一部を除外しては内外祖の名前の字を知らない者が多かったことと、本貫が明らかでない者が少なく、詐称が多かったことを意味する。

白丁らは一般人民とその習性を異にし、内輪で婚姻し、一種族をなしていた²⁸。このような白丁らを治者たちは朝鮮王朝初期から平民と婚姻し、共存させようとしてきた。しかし業が賤しく、その特殊な呼称(才人・禾尺)のため、人民らはみな別の種類(異種)の者たちと見なして、彼らと婚姻することを恥としたために実効を収めることができなかった。よって世宗 5 年にはその呼称を白丁と改称してまで、平民と婚姻し共存させるようにした²⁹。この時立法した政令をその後も重ねて発令し、老若男女をすべて戸籍に載せ、平民と公私賤人を強制婚姻³⁰させようとするまで方策が論じられた。しかし平民は種類が違うことを忌み、婚姻しようとはせず³¹、元来我類ではない白丁らも遺俗を変えず依然として自分たちだけで屯聚し、自分たちだけで婚姻していた³²。このように、白丁同士の婚姻は 1528 年中宗代の安東府周村戸籍断片でもその事例を確認できる。すなわち、独立家戸をなしている新白丁 3 戸の戸主は、彼らの外祖がすべて新白丁であり、同居する妹夫も新白丁であり、同居母が新白丁女だった³³。ここから見て、16 世紀前半にも白丁らは白丁同士で婚姻していたことが検証されるわけである。

それでは、朝鮮後期丹城地域の白丁らの婚姻様態はどのようなものだったのだろうか。朝鮮後期の戸籍には新白丁という称号の代わりに、一般常民が役名と婦女子呼称を記載した様式と同様に記載されるようになり、また戸主と妻の四祖に関する記載が不明であったり、粗雑である場合が多い。このために、白丁同士の婚姻様態を検証することは非常に難しい状況であるが、同じ村に居住していた白丁同士で婚姻した事例が次のように確認される。1717 年式年戸籍でみられる皮匠李俊建の妻、私婢息毎は姜仁善(先)の娘で、同じ村に居住していた皮匠姜太世・姜云白・姜式の妹であり³⁴、1729 年式年戸籍に見られる皮匠金命已の妻良女已里未は同じ村に居住していた皮匠李時萬の娘であり³⁵、1735 年式年戸籍にみられる柳器匠柳元實の妻妻奉(?)は同じ村に居住していた柳器匠妻太日の娘だった³⁶。1750 年式年戸籍に見られる柳器匠元時伊の妻良女妻召史は同じ村に居住していた柳器匠妻太先の娘であ

²⁸ 『成宗実録』巻 23、成宗 3 年 10 月辛未、「使才白丁 雜処平民 相与婚嫁……此輩習性異於常人 自中婚嫁 別為一種」。

²⁹ 『世宗実録』巻 22、世宗 5 年 10 月乙卯、「才人禾尺 本是良人 業賤号殊 民皆視為異類 差与為婚 誠可憐憫 乞改号白丁 令平民相婚雜処」。

³⁰ 『世宗実録』巻 120、世宗 30 年 4 月甲子、「男女老少一皆付籍 仍禁自相婚嫁 勿論平民及公私賤 勒令婚嫁 違者痛繩以法」。

³¹ 『世宗実録』巻 120、世宗 30 年 4 月甲子、「蓋平民厭其異類 而不欲婚嫁」。

³² 『世祖実録』巻 3、世祖 2 年 3 月丁酉、「白丁……本非我類 遺俗不變 自相屯聚 自相婚嫁」。

³³ 前掲注 21 参照。

³⁴ 前掲戸籍大帳(上)、237 頁、都山面第 11 里漁隠村 3 統 5 戸と 4 統 1・2・3 戸参照。

³⁵ 前掲戸籍大帳(上)、508 頁、都山面第 7 里所耳谷村 5 統 7 戸と 5 統 6 戸参照。

³⁶ 前掲戸籍大帳(上)、734 頁、県内面第 9 里放牧村 3 統 1 戸と 2 統 9 戸参照。

り³⁷、柳器匠金日世の妻良女宗化は元忝立の娘で、同じ村に居住していた元時伊の妹であり
³⁸、柳器匠金三奉の妻元召史は元時伊の娘だった³⁹。ここから見て、朝鮮後期にも白丁らの
 相当数は自分たちだけで屯聚し、生活しながら、内輪で婚姻していたことが検証された。

同じ村の白丁同士の婚姻事例

- ②式年：都山面漁隠村皮匠李俊建の妻；同村皮匠姜太世の妹
- ④式年：都山面所耳谷村皮匠金命巳の妻；同村皮匠李時萬の娘
- ⑥式年：県内面放牧村柳器匠柳元實の妻；同村柳器匠褰太日の娘
- ⑦式年：県内面放牧村柳器匠元時伊の妻；同村柳器匠褰太先の娘
- ⑦式年：県内面放牧村柳器匠金日世の妻；同村柳器匠元時伊の妹
- ⑦式年：県内面放牧村柳器匠金三奉の妻；同村柳器匠元時伊の娘

白丁戸主の妻の姓貫を見ると、〈表 8〉のようである。この表でみられるように、姓もなく、本貫もなく、名前だけ記載された場合が 39 名、姓がなく本貫のみ記載された場合が 39 名、姓はあるが本貫が記載されていない場合が 3 名で、これらが全体の 66.9%(81 名)を占めた。姓・本貫どちらもある場合は 13 個の姓貫で、全体の 33.1%(40 名)に過ぎない⁴⁰。彼らのうち、最も多数を占めていた姓貫は金海金氏(10 名)であり、次が密陽朴氏(6 名)、晋州姜氏(5 名)・原州元氏(5 名)の順にあらわれた。これら姓貫は、先に多数を占めていた戸主の姓貫と似ている。このような現象は、結局白丁同士の婚姻が行われていたことを意味する。また、白丁のうち柳器匠金加之介(金海)と、その妻金助是(金海)⁴¹、柳器匠金太癸(金海)とその妻金召史(金海)⁴²などのように、同姓同本同士で婚姻する族内婚の様相も見せた。

〈表 8〉各式年戸籍別白丁戸主の妻の姓貫 戸主数(比率)

姓貫	1678 年	1717 年	1720 年	1729 年	1732 年	1735 年	1750 年	1759 年	1762 年	計
晋州姜	・	1	1	1	1	1	・	・	・	5
安東権	・	・	・	・	・	・	・	1	・	1
金海金	・	・	1	1	3	・	1	3	1	10

³⁷ 前掲戸籍大帳(上)、857 頁、県内面第 13 里放牧村 1 統 5 戸と 1 統 3 戸参照。

³⁸ 前掲戸籍大帳(上)、858 頁、県内面第 13 里放牧村 4 統 2 戸と 857 頁、1 統 5 戸参照。

³⁹ 前掲戸籍大帳(上)、858 頁、県内面第 13 里放牧村 4 統 3 戸と 857 頁、1 統 5 戸参照。

⁴⁰ これは大邱地域の白丁集団部落の場合、250 名の姓貫のうち 42 名を除外した 208 名が姓貫をもっており、総 42 個の姓貫になった点と大きな違いを見せた(李俊九、前掲論文、112 頁)。朝鮮前期の年代記に確認される白丁らのうち、姓をもつ者がみられるが、先述した 1528 年中宗代の安東府周村戸籍断片に見られる新白丁は、男女全員が姓を持っていなかった。しかし 1678 年から 1762 年までの丹城戸籍に男が大部分姓貫を持っていたが、女の場合 33.1%に過ぎなかった。1738 年から 1858 年までの大邱戸籍には、男女大部分が姓貫を持っていた。このような現象は、丹城地域より大邱地域が時期的に遅いところに由来するものと見られる。

⁴¹ 前掲戸籍大帳(下)、21 頁、県内面第 2 里城内村 19 統 4 戸。

⁴² 前掲戸籍大帳(下)、29 頁、県内面第 13 里放牧村 3 統 1 戸。

鎮安金	・	1	・	・	・	・	・	・	・	1
密陽朴	・	2	・	・	・	1	3	・	・	6
金海裴	・	・	・	・	1	1	1	・	・	3
達城徐	・	・	・	・	・	1	・	・	・	1
密陽孫	・	・	・	・	・	1	・	・	・	1
原州元	・	・	・	・	・	・	1	3	1	5
完山李	・	・	・	・	・	1	・	・	・	1
陝川李	・	・	・	・	・	・	1	1	・	2
東萊鄭	・	1	1	・	・	・	・	・	・	2
咸安趙	・	・	・	1	・	・	・	1	・	2
計	・	5(22.7)	3(18.8)	3(16.7)	5(23.8)	6(46.2)	7(46.7)	9(81.8)	2(66.7)	40(33.1)
無姓無貫	2	11	8	7	6	1	4	・	・	39
無姓有貫	・	5	4	8	9	6	4	2	1	39
有姓無貫	・	1	1	・	1	・	・	・	・	3
計	2(100)	17(77.3)	13(81.3)	15(83.3)	16(76.2)	7(53.8)	8(53.3)	2(18.2)	1(33.3)	81(66.9)
総計	2(100)	22(100)	16(100)	18(100)	21(100)	13(100)	15(100)	11(100)	3(100)	121(100)

5. 職役変動と婦女子の呼称

丹城地域の白丁らは、〈表9〉に見えるように1678年から1762年まで9つの式年戸籍で129名の戸主のうち、柳器匠が62.8%(81名)、皮匠が37.2%(48名)だった。各式年戸籍別に見ると、柳器匠は1717年(39.1%)と1720年(35.3%)の式年戸籍で皮匠より低い占有率を見せたが、それ以外の式年戸籍では61%~93%内外で、皮匠より高い占有率を見せた。よって、この地域の白丁は18世紀初めに皮革製造業(皮匠)を主に生業にしている、1729年からは行李製造業(柳器匠)主流に転換していったものと見られる。このような現象は、大邱地域の白丁集団部落とは大きな違いを見せている。大邱地域の白丁集団部落は、1738年から行李製造業を主に生業にしており、次第に皮製造業に転換していったが、1783年から1876年までは完全に皮匠だけが存在した。大邱地域のこのような現象は、彼らの集団部落が都心の外郭地帯である大丘府城南門の外に位置しており、大邱が商工業都市に成長しながら都市消費人口が増加し、また大同法実施による収納用貢物調達などによる牛肉販売、ないし皮製造に対する購買力増大現象と脈を一にするものと考えられる⁴³。しかし、丹城地域は城内に皮匠が1750年・1759年・1762年に各1戸ずつ⁴⁴見られるが、農村地域であるため、

⁴³ 李俊九、前掲論文(大丘史学)、96頁。

⁴⁴ 前掲戸籍大帳(上)、848頁、県内面第2里城内村19統6戸皮匠私奴黄小萬。
前掲戸籍大帳(下)、19頁、県内面第2里城内村12統2戸皮匠咸尚元。
前掲戸籍大帳(下)、164頁、県内面第2里城内村4統5戸皮匠咸上(尚)元。

行李よりは牛肉販売ないし皮革製品に対する購買力が小さかったためであると考えられる。

〈表 9〉 各式年戸籍別 白丁戸主の身分・職役 戸主数(比率)

職役	身分	1768年	1717年	1720年	1729年	1732年	1735年	1750年	1759年	1762年	計
柳匠	良人	2(66.7)	9(39.1)	6(35.3)	11(61.6)	17(73.9)	10(66.7)	15(93.8)	9(81.8)	2(66.7)	81(62.8)
	私奴
皮匠	良人	.	13(56.5)	10(58.8)	7(38.9)	6(26.1)	5(33.3)	.	2(18.2)	1(33.3)	44(34.1)
	私奴	1(33.3)	1(4.3)	1(5.9)	.	.	.	1(6.3)	.	.	4(3.1)
計		3(100)	23(100)	17(100)	18(100)	23(100)	15(100)	16(100)	11(100)	3(100)	129(100)

一方、大邱地域の白丁らは、1738年から1876年まで140年余り変わることなく匠役(柳器匠・皮匠)に従事しており、膠着化した職業世襲制傾向を見せたが、丹城地域の白丁らは、職役が変動する様相を見せた。丹城地域で柳器匠・皮匠の匠役を持つ白丁戸主は1678年から1762年までの9つの式年戸籍で129名が確認されるが、彼らの家系と行方を追跡すると、職役変動の姿が確認される。例えば〈表 11〉に見られるように、皮匠崔信龍の家系⁴⁵は、信龍とその子業伊と従業は1717年(②)と1720年(③)に皮匠と記載されているので、皮革製造業に従事したことがわかる。しかし信龍が1720年に忠清道金井駅吏皮匠という二つの役名を持って以後、その3人の子も忠清道金井駅吏の役名を持っていたが、従業は1735年(⑥)から駅吏、必先は1729年(④)から駅吏束伍に職役が変動した。信龍の孫の徳才は1759年(⑧)から郷校補上軍という役名を持っており、白丁とは無関係なように見える。この家系は、1729年から白丁の匠役とは別の職役に変動させていた。

〈表 12〉に見えるように、皮匠姜太世の家系⁴⁶は太世とその二人の弟がみな皮匠だった。しかし太世の子以萬は、1729年(④)に束伍に、孫の世奉は1759年(⑧)に禁保・1783年(⑩)に陸軍に、曾孫の貴連と貴三は1780年(⑩)にそれぞれ紙匠保と薬保に役名が記載された。皮匠云白の子萬発は1729年(④)に水軍に、萬芴伊は1729年(④)に禁衛保に、萬億は1735年(⑥)に駅保にそれぞれ記載され、孫の太右は1750年(⑦)に水軍に記載され、曾孫の得福・得京・得龍もそれぞれ陸軍・紙匠保・郷庁衣資保に記載された。この家系も1729年から白丁の匠役と違う職役に変動させており、太世の曾孫代には「貴」の字、云白の子の代には「萬」の字、曾孫代には「得」の字を兄弟間の行列字に使用したようである。

〈表 13〉に見えるように、柳器匠元實伊の家系⁴⁷は1759年(⑧)に實伊が納粟通政に職役が変動し、その子平伊は水軍に記載された。1780年(⑩)には實伊の子4人がすべて納粟品階である通政大夫・通政大夫・嘉善大夫・折衝將軍に記載されており、1789年(⑬)には月明・命伊・莫先がそれぞれ良人・陸軍・良人と記載される変動を見せた。實伊の孫の代に

⁴⁵ 前掲注 12 参照。

⁴⁶ 前掲注 13 参照。

⁴⁷ 前掲注 14 参照。

は水軍・禁保・薬保と記載されている。この家系は1759年から納粟品階に職役を変動させ、奴婢を所有していた。1783年の戸籍で命伊が婢1名、1786年戸籍には月明(改名得名)・命伊・莫先(改名萬先)がそれぞれ婢1名ずつ、1789年戸籍に月明が奴1名、命伊が婢2名、莫先が婢1名をそれぞれ所有していたことが記載されている⁴⁸。この家系は奴婢を実際に所有し、納粟できるほどの経済力を持った、富裕な白丁であったわけだ。

〈表14〉に見えるように、柳器匠裴三先の家系⁴⁹は三先とその子4人がすべて1750年(⑦)ないし1759年(⑧)まで柳器匠だったが、1780年(⑩)に守才が納通政大夫、守汗が良人にそれぞれ変動した。三先の孫の代には良人・正兵・業武などに職役が記載された。この家系は1759年を最後に柳器匠を脱し、納粟できるほどの経済力も持っていたと思われる。特にこの家系で注目されるのは正兵命伊だが、その生父は三嘉に移住した厚明で、守奉の養子に入っていたという点である⁵⁰。これは白丁が朝鮮王朝の儒教社会に同化していったことを意味する。

〈表15〉で見えるように、皮匠李時萬の家系⁵¹は時萬とその子光業が皮匠だったが、1750年(⑦)に時萬が納折衝將軍に代わり、光業も御保に変動し、この時時萬の孫たちも禁保・郷校齋直・烽燧保をそれぞれ匠役とした。この家系は1750年から職役を変動させており、納粟できるくらいの経済力を持っていたとみられる。

これらの家系事例を通してみると、丹城地域の白丁は1729年からすでに彼らの匠役から抜け出し始め、1762年を最後に、皮匠・柳器匠の匠役をもつ者が全くなくなり、彼らの変動した役名は良人・駅吏・束伍・水軍・郷校齋直・郷校補上軍・陸軍・正兵・駅保・薬保・烽燧保・紙匠保・郷庁衣資保・禁衛保・御營保・納通政大夫・納嘉善大夫・納折衝將軍・業武など、一般常民らと同じ身分・職役を持ちながら存在する様相を見せた。白丁のうち、奴婢を所有する納粟品階を取得するくらいの経済力を持った豊かな家系も見られ、養子組みと兄弟間の行列字使用などに見られるように、儒教社会に同化されていく姿も見られた。この地域の白丁らのこのような様相は、都心地域の外郭地帯に位置しながら、彼らだけの集団部落を形成し、膠着化した職業世襲制の傾向を見せた大邱地域とは違った様相を見せた。これは丹城地域の白丁の大部分が26の農村に分散居住しながら、一般人民と混ざって生活していたところに端を発するものと見られるが、彼らのうち大多数は、彼らの住んでいた場所で職役を変動させていた。

白丁らは本来、業が賤しい良人だったが、彼らの中で一部は私家の奴婢になった者もあり⁵²、守令、土豪・品官らに集団占有されながら、圧良為賤され、私奴となった場合もあつ

⁴⁸ 前掲戸籍大帳(下)、459頁の2統5戸、597頁の1統4戸、598頁の2統2戸と2統3戸、720頁の1統1戸と2統1戸、721頁の3統2戸を参照。

⁴⁹ 前掲戸籍大帳(上)、170頁、元堂面第9里立石村4統1戸の戸主である柳器匠孫三先とその子孫らを、本戸籍大帳上・下で調査し、作成した家系事例である。

⁵⁰ 前掲戸籍大帳(下)、307頁、元堂面第9里立石村6統5戸「正兵 孫命伊……父通政守奉 生父厚明居三嘉」。

⁵¹ 前掲注15参照。

⁵² 『世宗実録』巻22、世宗5年10月乙卯、「才人禾尺 本是良人……其中私処奴婢」。

た⁵³。良人と奴婢がともに記録される場合、奴婢は必ず「奴婢」という但し書きをつけていたことを想起すると、丹城地域の白丁らは〈表 9〉で見られるように、私奴という但し書きがついた白丁は 3.1%(4 名)に過ぎないという、非常に微細な数値をあらわしている。よってこの地域の白丁らの大部分は良人で、大邱地域と同じく賤役に従事した身良役賤と見られるが、1762 年を最後に賤役から脱皮していった点が大邱地域とは相違していた。

〈表 10〉 各式年戸籍別白丁戸主の妻の号称 号称数(比率)

号称	1678 年	1717 年	1720 年	1729 年	1732 年	1735 年	1750 年	1759 年	1762 年	計
姓+召史	・	5(22.7)	3(18.8)	2(11.1)	4(19.0)	5(38.5)	7(46.7)	8(72.7)	2(66.7)	36(29.8)
姓+助是	・	・	1(6.3)	・	2(9.5)	・	・	1(9.1)	・	4(3.3)
姓+名	・	1(4.5)	・	1(5.6)	・	1(7.7)	・	・	・	3(2.5)
良女+名	1(50.0)	8(36.4)	6(37.5)	11(61.1)	12(57.1)	6(46.2)	6(40.0)	1(9.1)	・	51(42.1)
私婢+名	1(50.0)	8(36.4)	6(37.5)	4(22.2)	3(14.3)	1(7.7)	2(13.3)	1(9.1)	1(33.3)	27(22.3)
計	2(100)	22(100)	16(100)	18(100)	21(100)	13(100)	15(100)	11(100)	3(100)	121(100)

但し、「姓+召史」には「良女+姓+召史」12 名、「姓+助是」には「良女+姓+助是」2 名、「良女+名」には良女という但し書きがなく、名前のみ記載された 4 名がそれぞれ含まれている。

白丁の婦女子の呼称は、「新白丁女」と表記されていた 16 世紀前半とは違い、〈表 10〉に見られるように、「姓+召史」、「姓+助是」、「姓+名」、「良女+名」、「私婢+名」と表記されていた。これらのうち、「良女+名」が 42.1%で最も高い占有率を見せ、次が「姓+召史」(29.8%)、「私婢+名」(22.3%)の順で、「姓+助是」(3.3%)と「姓+名」(2.5%)は非常に微細な数値を見せた。時期的に占有率を見れば、「良女+名」は 1729 年(61.1%)を頂点にその後減少していったが、1759 年から消滅していく様相を見せ、「姓+召史」は 1729 年以降、大きく増大する様相を見せ、「私婢+名」は減少し続けていき、消滅していく様相を見せた。よって白丁の妻は、18 世紀前半に「良女+名」と「私婢+名」が多数を占めていたが、18 世紀中盤にさしかかってから、姓を持った「姓+召史」が大部分を占める様相に変動していった。のみならず、〈表 12〉に見られるように、皮匠姜云白の孫である太右の妻金召史は、1789 年(⑬)に金姓に、〈表 14〉にみられる柳器匠孫三先の孫である聖三の妻南召史と曾孫である奉三の妻は、1786 年(⑭)にそれぞれ南姓と朴姓と記載される変動を見せた。

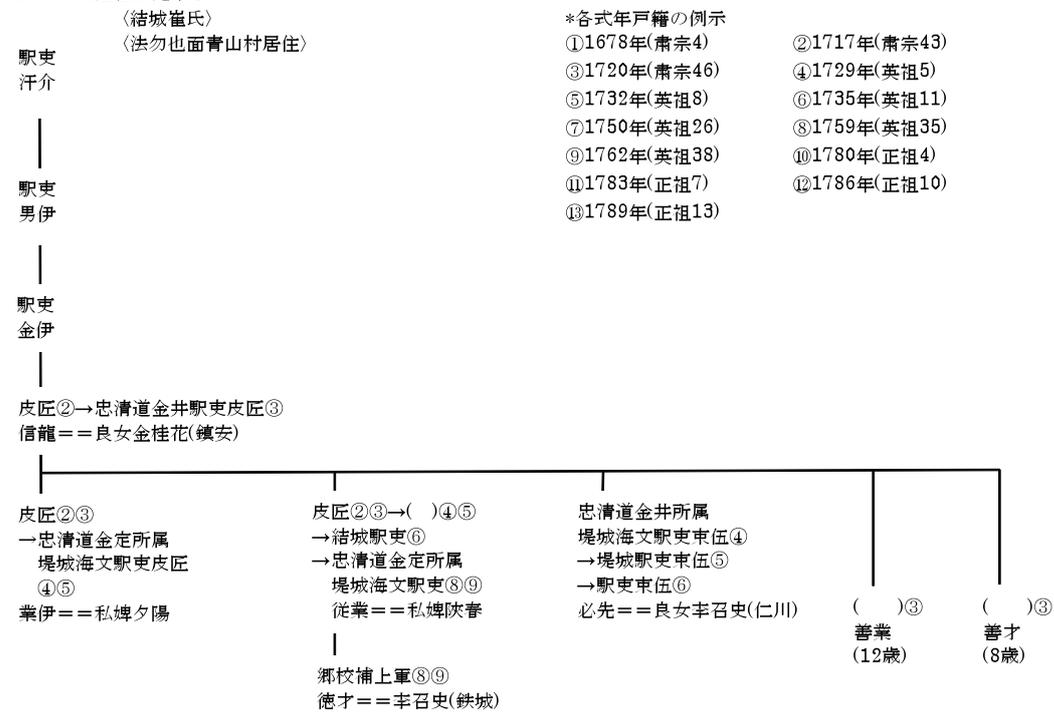
婦女子の呼称は身分の尊卑を反映しているが、おおよそ親家の姓に結合され、父親の身分的地位に準じていた。『丹城帳籍』で確認されるところ、「姓+姓」はおおよそ中人層の婦女子の呼称であり、「姓+召史」と「姓+助是」はおおよそ常民層の婦女子の呼称であり、「良女+名」は、「良女」という用語が意味するように、良身分で姓をもった常民層より下

⁵³ 『中宗実録』卷 85、中宗 32 年 7 月甲申、「羅州牧使奉●宗 欲以光州居白丁叱於里等四口 為己奴婢… 屈法行私 庄良為賤判然」。

位に位置しており、「婢+名」は賤人身分だった⁵⁴。よって、丹城地域の白丁の婦女子らは、18世紀前半には主に常民層の下層ないし私婢として存在していたが、18世紀中盤に差し掛かると、主に常民層の婦女子のように呼称し、存在する様相を見せた。そして白丁が匠役の代わりに一般常民の職役に変動してからの18世紀末には、中人層婦女子の呼称(「姓+姓」)を詐称もした。

丹城地域のこのような現象は、大邱地域の白丁の集団部落とは大きく違う様相を見せた。大邱地域の白丁の婦女子の呼称は「姓+助是」の占有率が88.6%で、絶対多数を占めている。「姓+助是」の呼称は1738年に全く見られなかったが、1747年に2名が初めて見え始め、1756年以降から1876年までは絶対多数またはすべてを占めた⁵⁵。このような現象は、「姓+助是」が18世紀中盤から大邱地域の白丁の婦女子にふさわしい呼称として定着したことをあらわしているが、丹城地域(3.3%)とは大きな違いを見せた。このような地域間の異なる様相も、大邱地域とは違い、丹城地域の白丁の婦女子の大部分が農村に分散居住しながら、一般人民と混在して生活していた所に所以するものと思われる。

〈表11〉皮匠崔信龍家系事例



⁵⁴ 李俊九『朝鮮後期身分職役変動研究』(一潮閣、1993)、236~239頁参照。

⁵⁵ 李俊九、前掲論文(大丘史学)、114頁、〈表9〉参照。

信龍：丁未(1727年)移住全羅道

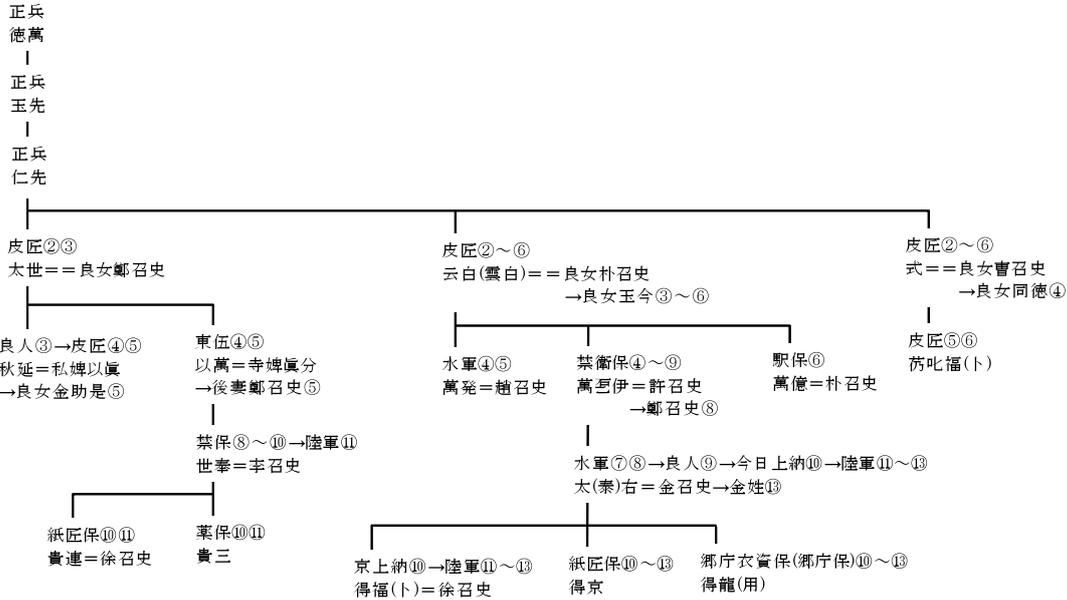
善業・善才：丙年(1726年)移住全羅道

(表12) 皮匠姜太世家系事例

〈晋州姜氏〉

〈最初都山面漁隱村に居住(2~6)していたが、太世系は北洞面新村(7~11)に移住し、

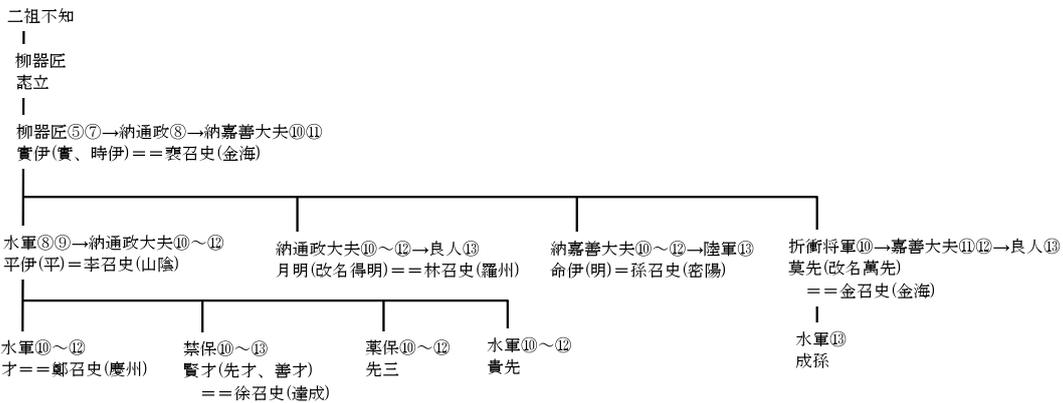
云白系は都山面所耳谷村(4)と碧溪村(5,6)に移住していたが、再び北洞面新村(7~11)に移住した〉



(表13) 柳器匠元實伊家系事例

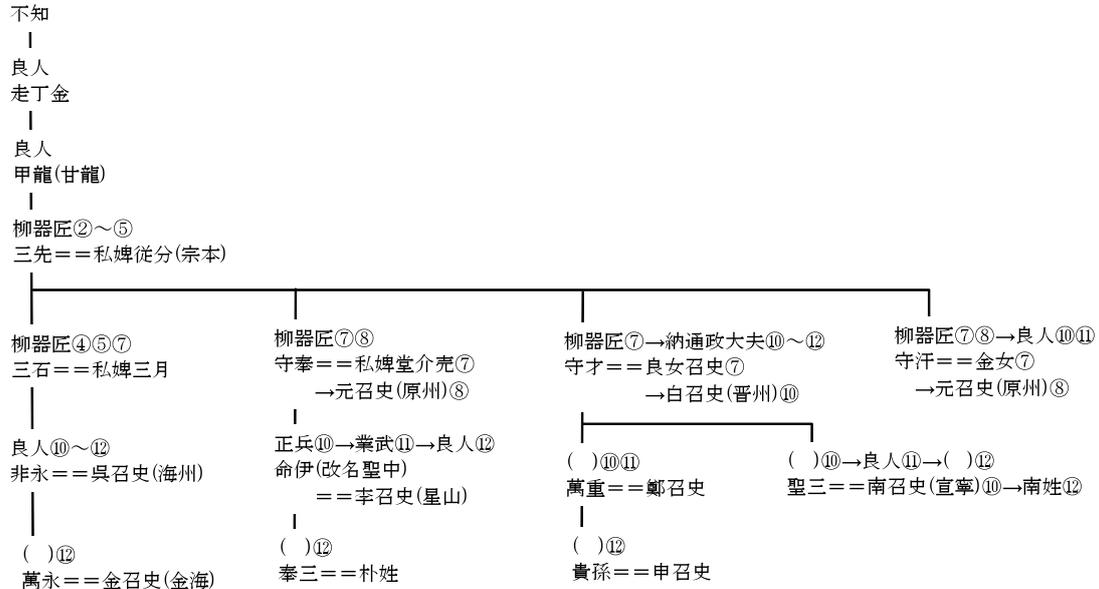
〈山陰元氏 5,7 → 元州元氏 8 → 原州元氏 10~13〉

〈元堂面立石村居住 5 → 県内面放牧村居住 7~13〉



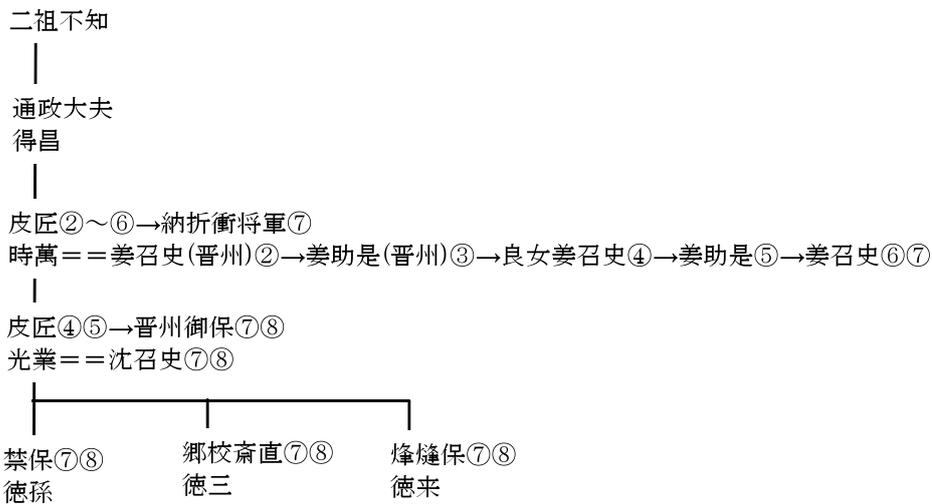
〈表14〉柳器匠孫三先家系事例

〈密陽孫氏②③→昌寧孫氏④～⑧→密陽孫氏⑩～⑫〉
 ただし、⑦の時期の三石は昌原、守才は密陽を本貫としていた。
 〈元堂面立石村居住〉



〈表15〉皮匠李時萬家系事例

〈完山李氏〉
 〈都山面漁隱村居住②③→都山面所耳谷村居住④→都山面龍興村居住⑤～⑧〉



6. 結語

これまで、丹城地域 26 か村に分散居住していた白丁らの存在様相を見てきた。本文で論述した内容のうち、いくつか注目される点を整理すると次のようである。

第一に、白丁らは頻繁な移入・移住で流動人口が非常に多かった。これは彼らの特性中の一つである流浪性が、朝鮮後期にも根絶していなかったことを実証的に見せてくれるものである。彼らは一か村に 1~8 戸で居住していたが、ただ 1 戸だけで居住する場合はそれよりはるかに大きな比重を占めていたことから、集団で屯聚していた姿が、次第に消えていったことがわかる。

第二に、白丁の家族は夫婦家族が主流をなし、核家族化した単調な構成を見せた。彼らの年齢は 1~83 歳まで確認されるが、1・2 歳の幼児まで把握され、14・15 歳の一部も皮匠・柳器匠の匠役を持っており、若年層までが収奪の対象となっていたことをあらわしている。彼ら男女の性比は男少・女多の偏差があらわれたが、きわめて微細な数値であり、ほぼ同数と見ていい。一般人の場合はこれとは違い、顕著な男少・女多の様相を見せており、国役忌避のための男性漏口が多かったことを意味するが、白丁の場合、国役徴発の対象である男子が徹底的に把握されていたことがわかる。

第三に、白丁戸主の姓貫は総 31 個、戸主の妻の姓貫は 13 個が、それぞれ確認された。これらのうち、少数の多様な姓貫らは移入しても、すぐ移住する場合であろうが、多数を占有した姓貫のうちでも相当数は彼らの四祖の名の字を知らず、家系の系統を確認できないまま、本貫を変動させる事例もいくつか見られた。これより、白丁らは朝鮮前期以来、内外祖の名前の字を知らない者が非常に多く、本貫が明らかな者が少なく、詐称が多かったことが検証された。また、白丁らは一部の族内婚とともに、同じ村に居住していた白丁同士で婚姻する様相を見せた。これより、朝鮮後期にも白丁らの相当数は自分たち同士で屯聚し、生活しながら、自分たちだけで婚姻していたことが検証されたわけである。

第四に、丹城地域の白丁は、18 世紀初めに皮革製造業を主に生業にしていたが、1729 年からは行李製造業へ転換していき、1729 年からは匠役から抜け出し始め、1762 年を最後に、皮匠・柳器匠の匠役を持つ者は全く見えなくなった。その後、彼らの変動した役命は、一般常民と類似した身分・職役を帯びながら存在する様相を見せたが、匠役の変動は彼らが生活する場所であらわれていた。彼らの中には奴婢を所有し、納粟品階を取得するほどの経済力を持った富裕な家系もあらわれ、養子縁組と兄弟間の行列字使用などに見られるように、儒教社会に同化していく姿も見られた。

第五に、白丁の婦女子の呼称は「新白丁女」と表記されていた 16 世紀の前半とは違い、18 世紀の前半に「良女+名」と「私婢+名」が多数を占めており、18 世紀中盤に入ると、姓を持った「姓+召史」が大部分を占める姿に変動する様相を見せた。

以上のように、同じ丹城地域の白丁らの存在様相は、大邱地域の白丁らと比較するとき、いくつかの点で相違した様相を見せた。特に注目されるのは、大邱地域の白丁らは膠着化した匠役世襲で、持続性の強い傾向を見せた半面、丹城地域の白丁らは、職役が変動する様相を見せた。のみならず、大邱地域の白丁の婦女子は、絶対多数が「姓+助是」を呼称

としながら、その呼称に膠着化していったが、丹城地域の白丁の婦女子は、「姓+助是」が非常に微細な数値を見せた反面、「姓+召史」が大多数を占めた。このような二つの地域間の違いは、大邱地域の白丁の集団部落が都心の外郭地帯に位置し、大邱が商工業都市に成長しながら、都市の消費人口の増加と大同法実施による収納用貢物調達などで牛肉販売、ないし革製造に対する購買力が増大した現象と脈を一にしながら、職業世襲と婦女子呼称が膠着化していったものと思われる。しかし、丹城地域の白丁は 26 農村にごく少数が一般常民らと混じって生活していたので、常民と似た職役・呼称に変動していったものとみられる。このように、二つの地域の相違した様相は、地域的特殊性から始まったものと理解される。

要するに、丹城地域の白丁らの大部分は大邱地域の白丁らと同じ良人身分で、奴婢層の賤人と区別される身良役賤階層であったが、1762 年を最後に、大邱地域とは違い柳器匠・皮匠など、賤役から脱皮していく様相を見せた。

